

避難指示が発令されたら必ず避難を！

5月20日から「避難勧告」と「避難指示」が一本化されました。

これからは、「警戒レベル4 避難指示」で危険な場所から全員避難しましょう。
高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる人やその支援者は「警戒レベル3 高齢者等避難」で危険な場所から避難しましょう。

「警戒レベル5 緊急安全確保」は既に安全な避難ができず命が危険な状況です。
「警戒レベル5 緊急安全確保」の発令を待たず早めに避難を終えてください。

避難に関するポイント

○事前にハザードマップ等で確認を。

安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。ハザードマップ等で自宅の災害リスクを確認し、事前に家族で避難場所などについて話し合っておきましょう。

○避難先は、小中学校や公民館だけではありません。

安全な自宅に留まることや親戚、知人宅に避難することも検討しましょう。

○豪雨時の移動は、車も含めて危険。

やむを得ず車中泊をする場合は、浸水しないように周囲の状況を十分に確認してください。

○避難する際はマスク、消毒液、体温計を持参！



問 総務課 ☎32-1101

街頭防犯カメラの設置に補助金を交付します

町では、犯罪や地域住民が不安に感じる事案の発生を抑止することを目的として、街頭防犯カメラの設置に補助金を交付します。補助金の交付には、要件がありますので、以下をご確認ください。

＜＜補助対象者＞＞

岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金の交付決定を受けている町内の区、自治組織又は団体など。

＜＜補助対象経費＞＞

防犯カメラの購入とその設置に必要な経費。ただし、維持管理費などは除きます。

＜＜補助金額＞＞

補助対象経費の1/4とし、25万円が上限となります。

＜そ の 他＞

- ・県の補助金に町が上乗せするイメージです。
- ・事業に着手する前に申請し、交付決定を受けてください。
- ・申請には、岐阜県警察街頭防犯カメラ設置促進補助金の提出書類、交付された書類の写しが必要となりますので、コピーを取っておいてください。
- ・詳しくは、役場総務課までお問い合わせください。

問 総務課 ☎32-1101

令和3年度水防訓練(住民参加型訓練)中止について

6月に実施予定の令和3年度水防訓練について、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、住民参加型訓練の実施を取り止めます。

問 建設課 ☎32-5081



電波のルールは必ず守りましょう

6月1日～6月10日は電波利用環境保護周知啓発強化期間です

- ◆電波の利用には、原則、免許が必要です。
- ◆無線機器の使用には「技適マーク」の確認をしましょう。
- ◆外国規格の無線機器は国内では使用できません。

不明な点は下記の所までお問い合わせください。

【問い合わせ先】総務省東海総合通信局

不法無線局の相談(☎052-971-9107)

テレビ等の受信障害の相談(☎052-971-9648)



【技適マーク】